

VI 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの 今後の展望

弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック所長
早稲田大学大学院法務研究科教授
島田 陽一

1. 弁護士法人早稲田大学リーガル ・クリニックの設立の経緯と目的

当事務所は、2004年の早稲田大学法務研究科（以下、「法務研」という。）の創設に伴い、そのリーガル・クリニック教育を担うために設立された。法務研は、設立時からその実務教育において、アメリカ、カナダなどのロースクールで展開されているクリニック教育を重要な柱とした。そして、クリニックの実施は、法務研としての社会貢献とも位置付けられた。

学生が実際の相談者から相談内容を聞き取り、教員とともにその問題解決のプロセスに参加するクリニック授業を展開するためには、弁護士事務所の設立が不可欠という認識が、本事務所の設立理由である。本事務所は、法務研のクリニック授業を大学から業務委託され、法務研の教育の重要な柱を担っている。そして、このことが当事務所の最大の特徴であり、かつ、所属の弁護士及び職員の誇りでもある。実際、当事務所の比較的若い3名の先生は、法務研の出身者であり、当事務所の特徴に賛同して入所している。

2. クリニック授業を中心とする 本事務所の教育活動

(1) クリニック授業

大学から委託を受けたクリニック授業については、当事務所所属弁護士が中心となっているが、担当教員としては、当事務所に所属していない教員及び弁護士の先生方も担っている。また、授業に関連する事務については、当事務所職員が担当している。

クリニック授業の実施状況は、表を参照していただきたい。この表にみれば、この5年間の開講クラス、受講者数、相談者数がわかる。現在では、民事2クラス、行政、家事・ジェンダー、刑事、労働、外国人が開講されているが、受講者数に着目すると、法務研の学生の3－4割が決して負担の少ないこの授業を選択していることがわかる。また、相談者の多くは、アンケートを見ると非常に満足しているのが一般的と言える。これは、通常の無料法律相談と比較して、学生が事前に準備をして丁寧に時間を掛けて話を聞き、それに真摯に回答しているからである。この点では、法務研の社会貢献の一端を担っていると自負している。

クリニック授業受講者数・相談者数（2017～2021年）

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
民事A	受講者数	5	3	8	9	9
	相談者数	9	6	10	9	8
民事B	受講者数	2	5	6	8	6
	相談者数	4	8	7	7	4
行政	受講者数	3	9	3	6	9
	相談者数	4	6	2	3	6
家事・ジェンダー	受講者数	10	6	8	9	10
	相談者数	15	9	10	9	8
刑事	受講者数	13	19	23	21	32
	相談者数	-	-	-	-	-
労働	受講者数	4	6	6	6	9
	相談者数	4	5	6	5	9
外国人	受講者数	2	2	6	7	10
	相談者数	-	-	-	-	-
受講者	合計	39	50	60	66	85

（２）その他の教育活動

クリニック授業のほかにも、当事務所は、法務研修了生向けの修習前教育のためのプログラムの実施、法学部の法曹教育に対する援助、早稲田リーガルコモンズ事務所と協力して、法務研の未修1年性向けの「法実務入門」という科目の他、大学付属・系属の高校生に対する事前の法曹教育などを行なっている。現在では、法学部1年生の必修授業である導入演習の私の担当科目において、実質的には当事務所の法務研出身の弁護士による法曹を目指す学生向けの教育を行なっている。

3. 今後の展望

ロー・スクール制度の改編および司法試験が在学中に受験可能となるという環境変化のなかで、実務教育、クリニック授業がカリキュラム上も大きな影響を受けること

になった。学部3年とロースクール2年で、かつロースクール在学中司法試験ということになると、この期間が受験準備のために特化される期間となる可能性を否定できない。しかし、そもそも司法制度改革のなかで日本にロースクール制度を導入したのは、それまで大学がカリキュラム上法曹準備教育を重視せず、司法試験受験生はいわゆる司法試験予備校とのダブルスクールによって受験準備するというなかで、受験生があまりに試験対策的な勉強に走ったことの弊害を反省したからである。当時は、法曹界に多様な背景を有する人材が参入することによる司法改革が目指されていたと言って良いし、法務研究科について言えば、その理想を体現した教育がなされ、かつ、現在、法曹界はもちろん、さまざまところで活躍する人材を輩出してきた。

今回の制度改革においても、このような

司法制度改革における法曹教育改革の原点を忘れることなく、法務研の伝統を維持することが必要であろう。

今回の状況変化を踏まえて、当事務所としては、以上のような問題意識から今後の教育活動について、次のような方針で臨もうと考えている。

(1) 従来のクリニック授業

法務研の新カリキュラムにおいては、従来のクリニック授業は、3年秋学期の配当となる。従って、従来とは異なり、受講生の多くは、科目選択時には、司法試験受験後でその発表待ちという状況ということになる。合格者は、法務研修了後直ちに司法修習となりますので、そのことを意識して、2023年度以降には今まで以上に高度なクリニック授業を提供すべく検討しているところである。

また、司法試験が7月中旬に実施されることを踏まえ、8月中に春学期科目として集中講義形式でのクリニックを実施できないかと検討しているところである。また、これまでも実質的に集中講義方式で展開してきた刑事クリニックは、8月に行うことを計画している。なお、これらの構想は、現在、実現に向けて法務研執行部の先生方と協議中であることを申し添えておきたい(夏季集中クリニックは、本年度より、多くの学生の参加のもと実施された。)

(2) 法務研1年(未修者)向け「クリニック基礎」科目の設置とその実施

法務研のカリキュラムによれば、2年生は、必修科目および司法試験選択科目を履修しなくてはならない。そこで、未修者の

1年生において、法務研の実務科目の重要な柱であるクリニック授業を3年生で選択してもらえるようにクリニック授業の重要性を実感できる科目として、昨年度の新カリキュラムから「クリニック基礎」という新科目が設置された。この科目は、新カリキュラムにおいて今後のクリニック教育を新たに展開するために当事務所が構想し、法務研のカリキュラム委員会での検討を経て、委員の先生方の助言を得て出発した新科目である。その内容としては、3年生における本格的なクリニック授業への導入として、具体的な紛争が法的にはいかなる位置付けで、紛争として処理できるかを様々な事例を通して学修し、将来の実務法曹の具体的な姿を擬似体験することを通じて、司法試験に向けた勉強に対するモチベーションを高めるための工夫をしている。

幸いにも1年生の3-4割が選択してくれる状況が続いており、未修者のニーズに適応した科目となっている。もっとも、その内容については、試行錯誤の段階にあり、1年生にどのような範囲でのクリニック授業を行うのが適切かについては、法務研執行部およびカリキュラム委員会と今後も十分協議を重ね、充実した内容へと発展させるべく努力を続けている段階である。

(3) 法学部教育に対する本事務所の今後の貢献

本事務所は、これまでも法学部主催の法曹教育プログラムに早稲田リーガルコモンズ事務所とともに積極的に協力してきた。現在、法学部の新生において、法曹に進むことを強く希望する学生は2割程度と言われている。このなかで、法学部卒業後の

進路として法曹の占める位置を引き上げ、優秀な法学部学生が法務研に進学するためには、単に現在のカリキュラム上のいわゆる3プラス2制度があるというだけでは十分ではなく、法曹の素晴らしさを今の学生の心に響くように伝える教育が不可欠と考える。この課題を実現するために、現在は、1年生の必修科目である導入演習において、積極的に法曹の現状と実際にそこにどのような将来が待っているのか、また、そのためにどのような準備が必要かを伝えるようにしている。当事務所としては、この経験を基礎として、法学部執行部とも協議を重ね、法学部において学生に魅力ある、とくに、入学の時点では法曹を積極的に目指していない層が法曹をめざすようになるために必要な科目を構想しているところである。

(4) 付属・系属属高校への働きかけ

早稲田大学には、付属高校として高等学院、本庄高等学院があるほか、学校法人をことにする系属高として、100%早稲田大

学に進学可能な早稲田実業などの系属高が5校ある。これらの高校においては、文系学部では政経学部の人気を抜いている状況にある。かつては、とくに高等学院からは法学部人気が高く、実際、多くの法曹を生み出してきた実績がある。これらの高校生にもう一度法学部に目を向けさせ、保護者も含め、将来法曹という選択肢があることを伝えることが重要と考えている。とくに法曹の女性比率を高めるためにもこれらの高校のうち共学校への働きかけが重要であろう。

当事務所としては、これまでの実績を踏まえて、高校生への働きかけを法学部執行部と協力しながら、より一層展開していきたい。

4. むすび

当事務所としましては、今回の実務教育をめぐる環境変化について、「災い転じて福となる」状況を生み出すべく、今後も一層の努力を重ねていきたい。